

【県の授業料等軽減補助金概要】＜令和8年度入学者＞

- ・減免対象は「入学金」と「授業料」で、「実習費」と「教材費」は対象外です。  
令和8年度入学者より入学金、授業料等が変更になります。

●大学等における修学の支援に関する法律に基づく減免制度

※原則、日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金受給者が対象となります。

【入学金】 450,000円が

JASSO 区分	軽減率	減免額	自己負担額
支給区分Ⅰ	満額(3/3)軽減	160,000円	290,000円
支給区分Ⅱ	2/3軽減	106,700円	343,300円
支給区分Ⅲ	1/3軽減	53,400円	396,600円

【授業料】 40,000円（月額）が

JASSO 区分	軽減率	減免額	自己負担額
支給区分Ⅰ	満額(3/3)軽減	40,000円	0円
支給区分Ⅱ	2/3軽減	26,700円	13,300円
支給区分Ⅲ	1/3軽減	13,400円	26,600円

●多子世帯の学生に対する減免額

【入学金】 450,000円が

JASSO 区分	上限額	自己負担額
支給区分Ⅰ（多子）	160,000円	290,000円
支給区分Ⅱ（多子）	160,000円	290,000円
支給区分Ⅲ（多子）	160,000円	290,000円
多子世帯（上記以外）	160,000円	290,000円

【授業料】 40,000円（月額）が

JASSO 区分	上限額	自己負担額
支給区分Ⅰ（多子）	40,000円	0円
支給区分Ⅱ（多子）	40,000円	0円
支給区分Ⅲ（多子）	40,000円	0円
多子世帯（上記以外）	40,000円	0円